

弁護士保険（権利保護保険）制度における日当支払基準

2014年（平成26年）3月12日

日弁連リーガル・アクセス・センター

（総則）

- 1 日本弁護士連合会の弁護士保険（権利保護保険）制度の運用に当たっては、事件処理のために必要又は有益な事務処理に伴う移動に関する日当（弁護士が、受任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されることの対価をいう。）及び交通費（宿泊費を含む。以下同じ。）は保険金給付の対象となる。

（日当及び交通費の支払対象）

- 2 弁護士の事務処理に伴う移動が、日当及び交通費の支払の対象となるのは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 事件処理のために必要又は有益な事務処理に伴う移動であることを弁護士が疎明した場合
 - (2) 依頼者居住地又は依頼者居住地に隣接する弁護士会に所属する弁護士及び弁護士保険（権利保護保険）の紹介制度により紹介した弁護士が、次に掲げる事務処理をした場合
 - ア 裁判所又は公的紛争機関の期日への出席
 - イ 現地調査
 - (3) 日当及び交通費の支払につき事前に保険会社と合意した場合

（保険金の基準額）

- 3 日当に対して給付される保険金の基準は、次の各号に掲げる移動による合理的拘束時間（乗継等の待機時間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算する。
 - (1) 往復2時間を超え4時間まで 3万円（消費税別途）
 - (2) 往復4時間を超え7時間まで 5万円（消費税別途）
 - (3) 往復7時間を超える場合 10万円（消費税別途）

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第3項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。